



それぞれの機能障害についての細かいこと

## 各論その1

(内部障害系：肢体不自由以外)





# ぼうこう・直腸機能障害

## ◆「腸管のストマ等」

- ◆ 腸管のストマ

- ◆ 治癒困難な腸瘻

- ◆ 高度の排便障害 下記を原因とするものに限る

- ◆ 先天性疾患

- ◆ 直腸手術

- ◆ 先天性鎖肛による肛門形成術or小腸肛門吻合術



# ぼうこう・直腸機能障害

- ◆ 「尿路変更のストマ等」
  - ◆ 尿路変更のストマ
  - ◆ 高度の排尿障害 下記を原因とするものに限る
    - ◆ 先天性疾患
    - ◆ 直腸手術
    - ◆ 自然排尿型代用ぼうこう(新ぼうこう)

※「治癒困難な膀胱瘻」は認定対象外



# ぼうこう・直腸機能障害

## ◆「加重要素」

- ◆ ストマにおける排便・排尿管理が著しく困難
- ◆ 腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難

※「高度の排便障害」「高度の排尿障害」  
に関する加重要素は設けられていない



# ぼうこう・直腸機能障害

- ◆ 腸管または尿路変更のストマ
  - ◆ 障害認定対象となるストマとは、**排尿・排便のための機能**をもち、**永久的に造設**されるもの
    - ◆ 造設直後から障害認定可能
    - ◆ ぼうこう摘出や肛門温存の有無は問わない
      - ◆ 自然な排泄経路が温存されている場合には、将来的なストマ閉鎖の可能性について明示すべきであり、必要に応じて再認定を行う
        - ◆ 吻合不全などの非悪性腫瘍例
        - ◆ ストマ閉鎖術を行う可能性の高い若年者 など



# ぼうこう・直腸機能障害

- ◆ 腸管または尿路変更のストマ
  - ◆ 障害認定対象となるストマとは、**排尿・排便のための機能**をもち、**永久的に造設**されるもの
    - ◆ 経管栄養や投薬、洗浄を目的としたものは対象外
      - ◆ 例) 重度嚥下障害に対する腸管栄養のための腸瘻
    - ◆ 手術等で意図的に設けた「ストマ」であって、合併症等で意図せず生じた「瘻孔」は含まれない
      - ◆ 瘻孔を排尿・排便に有効活用していても、自然の瘻孔のままではストマに含まれないが、形成術を施した場合はストマに含まれる



# ぼうこう・直腸機能障害

## ◆ 治癒困難な腸瘻

- ◆ ストマ以外の瘻孔から腸内容の大部分の漏れがあり、手術等によって閉鎖の見込みのない状態のものをいう
  - ◆ 手術等で閉鎖ができない見込みを示されないと認定できない
  - ◆ 漏出量の少ない腸瘻は対象外

※ 膀胱瘻(からの尿漏れ)は手帳交付の対象外





# ぼうこう・直腸機能障害

- ◆ 「高度の排便・排尿障害」の対象疾患
  - ◆ 神経損傷による排便・排尿障害をきたす疾病は多数あるが、身障手帳交付の対象となるものはその一部に限られている
    - ◆ (二分脊椎などの)先天性疾患
    - ◆ 直腸手術や自然排尿型代用ぼうこうによる神経因性膀胱
    - ◆ 先天性鎖肛による肛門形成術or小腸肛門吻合術
  - ◆ 脊髄損傷による神経因性膀胱は認定対象外



# ぼうこう・直腸機能障害

- ◆ 障害認定可能な時期
  - ◆ ストマは造設直後から認定可能
  - ◆ 治癒困難な腸瘻は、治療が終了して、手術等でも閉鎖できない見込みと診断されてから
  - ◆ 高度の排尿・排便障害、ストマ・腸瘻による排便・排尿管理が著しく困難、は術後6か月以降から